

## 小児慢性特定疾病医療受給者証の指定医療機関名欄について

受給者証の有効期間の開始が令和5年10月1日以降の受給者証の指定医療機関名の欄には、「**児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関**」が追加されます。

令和5年10月1日以降は、「**児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関**」であれば、追加する指定医療機関として事前の申請をしなくても、小児慢性特定疾病医療費助成の対象として受診できるようになります。

令和5年7月1日から9月30日が受給者証の有効期間開始の受給者証をお持ちの方（「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載されていないもの）についても、令和5年10月1日以降は、小児慢性特定疾病の指定医療機関であれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。

※児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関については、その医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市のホームページをご確認ください。

自治体別指定医療機関ホームページ



富山県指定医療機関ホームページ



※「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関」以外で受診された場合、小児慢性特定疾病医療費助成ではなく、保険診療になります。後日、追加の支払いを求められる場合もありますので、受給者証に記載のない医療機関を利用される場合は、医療機関の窓口等でも指定医療機関の確認をお願いいたします。

<旧表記>

指 定 医 療 機 関 名	〇〇病院	□□病院
	△△薬局	

<新表記>

指 定 医 療 機 関 名	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病指定医療機関	
	〇〇病院	□□病院
	△△薬局	

お問い合わせ先：富山県厚生部健康対策室健康課 健康増進・歯科保健担当  
電話番号 076-444-3228